

すぺりあ佐屋

—誰にでも快適なマンションをめざし—

No. 233

《発行》 2019年4月1日
《発行者》 スペリア佐屋管理組合理事長
ホームページアドレス
<http://www.superior-saya.com/>

<項目>

- 1、 新役員による理事会開催について
- 2、 佐屋西小通学団朝の交通当番
- 3、 居住者名簿について
- 4、 個人賠償責任保険について
- 5、 お知らせ

1、新役員による理事会開催について

第20回定期総会で承認されました新役員による理事会を下記の通り開催します。

日 時 平成31年4月7日（日） 午後8時より
場 所 集会室

主な議題 ◎理事長・副理事長の選出 ◎会計担当理事の選出
◎事務局長の選出 ◎コミュニティ部長・副部長選出
◎イベント担当・資源ゴミ担当・回覧担当選出等
◎三役の選出等

2、佐屋西小通学団朝の交通当番

4月8日（月）から新学期が始まります。子ども達を交通事故から守るため、朝の交通当番については従来通り行いますので保護者の協力をお願い致します。
今年度の通学児童は 名（内 新一年生 名）です。
保護者の方には当番表をお届けします。
子ども達の安全を守るためにも、ぜひご都合をつけて、ご協力をお願いします。

3、居住者名簿について

新年度が始まり、お子様の独立及び誕生またはその他の理由で「居住者名簿」に変化が生じた住戸は、「居住者名簿」を提出して下さい。
用紙は管理員及び事務局にあります。

4、個人賠償責任保険について

再三お知らせしている通り、マンション保険の「個人賠償責任保険」が今年1月21日でなくなりました。アンケートの結果、大半の住戸が「個人賠償責任保険」に加入されていましたが一部の住戸が今だ未加入の様ですので、今一度ご確認の上ご検討下さい。

万が一、キッチンや洗濯機、お風呂等から水漏れを出してしまった場合、ベランダから物を落として人や車等を傷つけてしまった場合など、「自己責任」となり、場合によっては数百万～数千万円もの請求になることもあります。

実際、上階の方が水漏れを出してしまい階下住戸に水漏れが発生し壁紙や建具・家財などに被害が生じた場合の被害金額は 万程かかったという事例もあります。

個人で加入している火災・家財・自動車保険等に特約として月々数百円の掛け金で付けることができます。ご不明な点があれば管理組合までお問合せ下さい。

5、お知らせ

- ・5月と来年1月の粗大ごみについて

市役所からのゴミカレンダーでは5月と来年1月の通常の粗大ごみ回収日はありませんでしたが、5月8日（水）と来年1月8日（水）の不燃ごみの回収日に粗大ごみも回収されることになりました。

- ・粗大ごみの戸別回収について今年度から月1回の戸別回収が始まります。出す場合は各個人で市役所へ連絡して下さい。ゴミを出す場所はゴミ置場です。

★ 今月の廃品回収 ★

4月27日（土） 午前10時より

3月度理事会

日 時 3月17日（日） 午後9時40分～10時15分
出席 ○ 委任 △ 欠席 ×

南 西 館			南 東 館			東 館		

4月度理事会 4月7日（日）午後8時から